

行政監査結果報告書

令和3年度

(団体への負担金の支出について)

佐賀県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象の負担金	1
4	監査の実施	1
(1)	監査の実施時期	1
(2)	監査の着眼点	1
5	監査の実施方法	1
(1)	事前調査	1
(2)	事務監査	3
(3)	委員監査	5
第2	監査結果及び意見	6
1	監査結果	6
(1)	負担金事業のあり方について	6
(2)	団体における事業実施及び会計経理等について	7
2	意見	8
(1)	団体に対する適切な指導について	8
(2)	県負担金支出に係る取扱い方針の整備について	9
	監査対象事業ごとの監査結果及び意見	11
	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業費	13
	空港利用促進対策費ほか4事業	16
	佐賀県唐津港利用促進協議会負担金	19
	SSPトップアスリート育成好循環創出事業費	22
	スポーツイベント開催事業費	25
	「ストップ温暖化」県民運動推進事業費	28
	産業人材確保プロジェクト事業費ほか4事業	31
	ひろげよう“佐賀の味”推進事業費ほか1事業	34
	佐賀県酒類輸出促進協議会事業費	37

資料編

参考 1	協議会の設置及び運営に関する基本指針.....	40
参考 2	佐賀県補助金等交付規則（抜粋）.....	44
参考 3	佐賀県補助金等交付規則の施行について（総務部長通知）(抜粋）.....	46
参考 4	歳出費目（節）の説明（「佐賀県財務関係例規集」）.....	49

第1 監査の概要

1 監査テーマ

団体への負担金の支出について

2 監査の目的

県が政策を実現する手段としては、県自ら事業を実施するほか、公益上有用と判断される事業を実施している団体に対し補助金を交付することで、政策的に誘導する方法、さらには、県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と任意団体を設立し、負担金や人を出しあって事業を実施する方法などがある。

こうした方法のうち、任意団体に負担金を支出する事業においては、自立した団体が行う事業であるため、構成団体の多様な意見を反映させることができること、団体の意思決定や内部規程により事業実施ができること、など弾力的かつ効率的な事業実施が可能となる。

その一方で、県から独立した団体に対し負担金を支出しているため、負担金事業の実施に当たって、事業計画、事業効果、会計経理等事務処理などに対する団体内部でのチェックが十分でないとならば不適切な支出が行われてしまうおそれがある。

こうしたことから、負担金事業の実施状況を確認することで、県行政の適正な執行に資することを目的とする。

3 監査対象の負担金

令和2年度に県から団体へ支出した負担金を対象とした。ただし、次の から に該当するものは対象外とした。

国、地方公共団体（広域連合、市町村事務組合等の特別地方公共団体を含む。）に支出しているもの。

負担金支出額の財源が全額国庫支出金のもの。

研修、講習会、セミナー等の受講料、会議、学会、現地視察等の参加負担金の支出に係るもの。

4 監査の実施

（1）監査の実施時期

令和3年4月～令和4年1月

（2）監査の着眼点

負担金として支出することは適切か。

県の負担割合は適切か。

負担金事業の効果が上がっているか。

負担金事業に係る団体の会計経理等は適正か。

5 監査の実施方法

（1）事前調査

令和2年度における団体への負担金の支出状況を把握するため知事部局、東部工業用水道局、議会事務局、各委員会事務局等、教育庁及び警察本部の各機関に対し、

負担金支出額、支出の目的、支出の根拠等について調査票により事前調査を実施した。

負担金の支出額及び支出件数は、表1のとおりである。

県全体での支出額は約218億円、支出件数は657件となっている。

部局等ごとの支出額では、社会保障関係の義務的な負担金がある健康福祉部が約161億円(73.8%)で最も多かった。続いて地域交流部の約44億円(20.1%)、農林水産部約5億円(2.4%)、産業労働部約3億円(1.3%)などとなっている。

支出件数では、各学校における校長会の会費などがある教育庁が208件(31.7%)で最も多かった。続いて地域交流部が98件(14.9%)、農林水産部68件(10.4%)、健康福祉部53件(8.1%)、産業労働部51件(7.8%)、県土整備部49件(7.5%)などとなっている。

1件当たりの支出額では、「10万円未満」が429件(65.3%)、「10万円以上100万円未満」が116件(17.7%)となっており、100万円未満の件数は全体の8割以上を占めている。続いて「100万円以上1千万円未満」60件(9.1%)、「1千万円以上」52件(7.9%)となっている。

表1 支出額、支出件数

部局等名	機関数	支出額 (千円)	割合 (%)	支出 件数	割合 (%)	支出件数の内訳			
						10万円 未満	10万 円以上 ~ 100万 円未満	100万 円以上 ~ 1千万 円未満	1千万 円以上
政策部	8	54,958	0.3	29	4.4	15	9	3	2
総務部	10	183,108	0.8	33	5.0	13	9	4	7
地域交流部	17	4,387,343	20.1	98	14.9	34	28	21	15
県民環境部	9	22,841	0.1	22	3.3	13	5	3	1
健康福祉部	20	16,093,225	73.8	53	8.1	34	8	3	8
産業労働部	9	283,315	1.3	51	7.8	16	15	11	9
農林水産部	23	531,563	2.4	68	10.4	45	16	5	2
県土整備部	12	171,420	0.8	49	7.5	22	17	4	6
出納局	2	129	0.1	2	0.3	1	1	0	0
東部工業用水道局	1	9,347		6	0.9	3	2	1	0
議会事務局	2	5,159		12	1.8	9	2	1	0
各委員会事務局等	3	2,619		6	0.9	3	2	1	0
教育庁	52	49,266	0.2	208	31.7	203	2	2	1
警察本部	13	17,029	0.1	20	3.0	18	0	1	1
計	181	21,811,322	100.0	657	100.0	429	116	60	52
支出件数の内訳の割合(%)						65.3	17.7	9.1	7.9

部局等は令和3年4月1日現在の組織で整理

負担金支出の目的は表2のとおりである。

「人材育成・意識啓発」が348件(25.6%)と最も多く、「研究開発・成果物作成」275件(20.3%)、「情報共有・政策提言」269件(19.8%)、「その他県施策の推進」336件(24.8%)などとなっている。

表2 負担金支出の目的

区分	情報共有・ 政策提言	イベント 実施	人材育成・ 意識啓発	研究開発・ 成果物作成	施設維持 管理	その他 県施策 の推進	計
件数	269	93	348	275	36	336	1,357
割合	19.8%	6.9%	25.6%	20.3%	2.6%	24.8%	100.0%

複数回答を可としたため、件数の計は表1の支出件数の計と一致しない。

負担金支出の根拠は表3のとおりである。

「団体の会則・規約」が565件(85.4%)と最も多く、「県と団体の協定書」31件(4.7%)、「法令等」25件(3.8%)、「その他」40件(6.1%)となっている。

表3 負担金支出の根拠

区分	団体の会則 ・規約	県と団体の 協定書	法令等	その他	計
件数	565	31	25	40	661
割合	85.4%	4.7%	3.8%	6.1%	100.0%

複数回答を可としたため、件数の計は表1の支出件数の計と一致しない。

(2) 事務監査

監査対象事業及び機関

監査対象の負担金のうち、1事業の負担金支出額が100万円以上のもので、事前調査の結果を踏まえ、18事業及び当該事業を所管する7機関を選定した。[表4]

監査の方法

監査調書を基に、負担金支出の目的、負担金支出の考え方、負担割合、負担金支出の効果、負担の見直し及び団体の会計経理等についてヒアリング及び関係資料により確認を行った。

また、事務監査の内容を確認するため、監査対象事業に係る負担金を支出している9団体に対し実地調査を実施した。

表4 監査対象事業・機関

機関名	負担金支出先団体名	事業名	令和2年度 支出額(円)	令和2年度 負担金額・割合
企画チーム	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業費	19,945,054	佐賀県：1,995万円 佐賀市：500万円
空港課	九州佐賀国際空港活性化推進協議会	空港利用促進対策費	1,800,000	佐賀県：5,312万円 佐賀市：100万円
		空港利用促進対策費(特定経費)	27,446,000	県内市：7万円 県内町：2~3万円
		マイエアポート運動推進事業費	11,414,000	福岡県：30万円 福岡県南西部市町：1~5万円
		個人旅行客向け情報発信事業費	6,620,000	関係団体・企業等：2万円
		中国路線プロモーション事業費	5,720,000	令和2年度の県負担金額は、監査対象事業以外の事業への負担も含む。
		計	53,000,000	
港湾課	佐賀県唐津港利用促進協議会	佐賀県唐津港利用促進協議会負担金	1,000,000	佐賀県、唐津市、民間団体で1/3ずつ
スポーツ課	佐賀県野球育成・強化プロジェクト委員会	S S P トップアスリート育成好循環創出事業費	3,196,000	佐賀県：10/10
	佐賀県Vリーグチーム振興協議会	スポーツイベント開催事業費	2,500,000	佐賀県：10/10
環境課	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議	「ストップ温暖化」県民運動推進事業費	3,904,000	佐賀県：7/10 県内20市町：3/10
産業人材課	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議	産業人材確保プロジェクト事業費	38,487,707	佐賀県：10/10
		採用力向上支援事業費	27,462,014	
		高校生県内就職促進事業費	27,067,810	
		I T 産業特定人材育成・確保事業費	2,272,050	
		Uターン就職活動交通費支援事業費	13,611,190	
		計	108,900,771	
流通・貿易課	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会	ひろげよう“佐賀の味”推進事業費	12,000,000	佐賀県：5/10 J A：5/10
		県産農産物新ブランド戦略推進事業費	15,000,000	
		計	27,000,000	
	佐賀県酒類輸出促進協議会	佐賀県酒類輸出促進協議会事業費	6,000,000	佐賀県：3/4 佐賀県酒造組合：1/4
7機関	9団体	18事業		

(3) 委員監査

事務監査の結果を踏まえ、13 事業、4 機関に対し委員による実地監査を実施した。

[表 5]

表5 委員による実地監査対象事業・機関

機関名	負担金支出先団体名	事業名
企画チーム	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業費
空港課	九州佐賀国際空港活性化推進協議会	空港利用促進対策費
		空港利用促進対策費（特定経費）
		マイエアポート運動推進事業費
		個人旅行客向け情報発信事業費
		中国路線プロモーション事業費
スポーツ課	佐賀県野球育成・強化プロジェクト委員会	S S P トップアスリート育成好循環創出事業費
	佐賀県Vリーグチーム振興協議会	スポーツイベント開催事業費
産業人材課	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議	産業人材確保プロジェクト事業費
		採用力向上支援事業費
		高校生県内就職促進事業費
		I T 産業特定人材育成・確保事業費
		Uターン就職活動交通費支援事業費

第2 監査結果及び意見

要旨

< 監査結果 >

負担金として支出する考え方や事業の目的、目標（成果指標）、構成団体間の負担割合といった負担金事業のあり方が団体内部で十分整理されていない傾向が見られた。

多額の公金で事業を実施している団体として、不適切又は改善を要する事務処理が行われていた。

< 意見 >

県負担金により事業を実施していることを踏まえ、団体を所管する機関においては、団体への適切な指導に、より一層努めるとともに、当該所管機関に対し助言等を行う機関においては、全庁的に適切な助言等を行うようにされたい。

県が負担金を支出するに当たり、団体からの請求書を県の予算書と照合するだけでなく、事業内容等への審査が行われるよう、全庁的な取扱い方針の整備を検討されたい。

1 監査結果

(1) 負担金事業のあり方について

今回の監査対象事業に係る負担金は、県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と任意団体を設立し事業を実施する際に、当該事業の経費に充てるため支出するものである。

団体においては、構成員となっている団体間で協議のうえ負担金事業の目標（成果指標）を設定し、事業計画や予算、負担金額、負担割合を決定したうえで事業を実施する必要がある。

このような負担金事業のあり方について、以下のとおり一部に不適切又は改善を要するものが見られた。

「なぜ現行の負担割合となっているのか」など負担金の考え方が明確でない。特に県が負担金の全額又は全額に近い金額を拠出している団体の中には、必要に応じて県以外の構成団体の受益等を考慮した負担となるよう負担割合等の見直しを検討すべきものがあった。【九州佐賀国際空港活性化推進協議会】【佐賀県野球育成・強化プロジェクト委員会】【佐賀県 リーグチーム振興協議会】【佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議】

負担金支出の効果について、目標（成果指標）が設定されていない。また、単に事業量を目標（成果指標）としたり、チームの活躍という抽象的な目標（成果指標）

を設定するなど、事業効果を適切に検証できる目標（成果指標）となっていない。

【“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会】【佐賀県酒類輸出促進協議会】【佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議】【佐賀県Vリーグチーム振興協議会】

県産酒類の海外市場展開という酒造組合の本来活動に対し、県は産業振興施策という観点からの補助金という手段ではなく、協議会を設立し、構成団体として協議会の活動に直接関わり負担金を支出するという手段をとっているが、その考え方が十分に整理されていないと思われる。【佐賀県酒類輸出促進協議会】

佐賀県を舞台にしたゲームに関連したイベントに参加してもらい、佐賀県と継続的かつ多様な関わりを持つ人を増やすことを団体の目的としているが、そのことにより、地域振興や定住促進など県が目指す姿にどう近づいていくのかが明確でない。

【佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会】

（２）団体における事業実施及び会計経理等について

今回の監査対象 18 事業のうち、12 事業は負担金の全額又は全額に近い金額を県が拠出し、残り 6 事業は 8 割から 3 分の 1 を県が拠出しており、市町負担金も合わせると多額の公金が団体の事業費として使われている。また、団体の事務局が県庁内に設置されるとともに、その事務も県職員が担うなど、実態として県が事業を実施しているものと大きく変わらない団体もあった。

このため、団体の事業実施や会計経理等の事務処理に当たっては、透明性や公平性、競争性を確保することが求められるが、以下のとおり一部に不適切又は改善を要するものが見られた。

団体からの補助金が、補助事業の完了後に日付を遡って交付申請・決定されていたり、負担金事業で作成された書籍の在庫管理が行われていないといった不適切な事務処理が行われていた。【佐賀県 V リーグチーム振興協議会】【佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議】

団体の支出について、会計経理規程に契約方法の定めがなかったり、一般競争入札ではなく随意契約を契約方法の基本としていた。【九州佐賀国際空港活性化推進協議会】【佐賀県野球育成・強化プロジェクト委員会】【佐賀県 V リーグチーム振興協議会】【佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業が減少するなどにより多額の負担金が使われず、やむなく次年度に繰り越されたが、次年度の負担金で調整するなどの対応がとられていなかった。【佐賀県野球育成・強化プロジェクト委員会】【“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会】

団体が委託製造した販促品について、委託製造業者から納品された後で当該委託製造業者に製造原価を大きく下回る価格で売却するという、通常行われない取引が行われているが、その考え方について口頭で協議されているのみで、意思決定過程を文書化するなど組織として対外的に説明できる状況になっていなかった。【“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会】

九州佐賀国際空港の利用促進など、広く県民を対象とし多額の公金が使われている事業について、県民等に対する積極的な情報提供が望まれる。【九州佐賀国際空港活性化推進協議会】【佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議】

2 意見

(1) 団体に対する適切な指導について

今回の監査において、

- ・県が団体を設立し、負担金を支出して関係団体と連携して事業を実施することで、弾力的・効率的な事業実施が行われているが、その一方で、負担金として支出する考え方や事業の目的、目標（成果指標）構成団体間の負担割合といった負担金事業のあり方が団体内部で十分整理されていない傾向が見られた。
- ・団体からの補助金の遡及処理が行われていること、一般競争入札ではなく随意契約が契約の基本となっていること、委託製造業者に原価を大幅に下回る価格で売却した考え方を組織として対外的に説明できるようになっていないことなど、多額の公金で事業を実施している団体として、不適切又は改善を要する事務処理が行われていることを確認した。

これらの不適切又は改善を要する事例が発生する要因として、

- ・多くの団体においては、県が主導して団体を設立・運営しているが、構成団体間での十分な協議ができていないため、事業計画、予算、負担金額の決定及び事業実施、会計経理等事務処理のチェックなど団体の自律的な活動が十分でない。
- ・また、多額の公金が支出されているにも関わらず、団体の事業であるため、県や市町の財務会計等規程が適用されず、議会や会計担当部署のチェックも直接には及ばない（県から団体に対し負担金を支出する際に、団体からの請求書と県予算書との照合等形式的審査のみで支出しており、負担金事業の内容や所要額についての実質的な審査は行われない）ことが考えられる。

このような問題については、平成 20 年に県が事務局を担い負担金を支出している団体が未検疫の佐賀牛を中東地域に違法に持ち出した、いわゆる牛肉等未検疫問題が発生し、そのことに係る住民監査請求の監査結果報告書（平成 21 年 7 月 30 日公表）において、監査委員から知事に対し団体のあり方について次の趣旨の意見を行っている。

- ・県が負担金を支出した団体が県組織となっている（団体の自律的な運営が行われていない）実態があった。
- ・県負担金について県（会計担当部署）や議会のチェックもなく、安易な支出に陥りやすい環境を作り出している。団体内部の監査も杜撰である。
- ・団体と県との役割分担や職務上の位置づけが不明確なまま実施されていた。
- ・県が構成メンバーとなる団体のあり方を全庁的に見直し、統一的な基準を定めるべきである。

この牛肉等未検疫問題が契機となり、平成 22 年に団体内部の意思決定機能や監査機能の強化を基本とする「協議会の設置及び運営に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)が示された。

基本指針施行から 11 年を経過するが、今回の監査の結果から「団体の自律的な運営が行われていない」及び「安易な支出に陥りやすい」など牛肉等未検疫問題において提起されたことが依然として見られる。

今回の監査結果を踏まえ、団体を所管する機関においては、団体への適切な指導に、より一層努めるとともに、当該所管機関に対し助言等を行う機関においては、全庁的に適切な助言等を行うようにされたい。

(2) 県負担金支出に係る取扱い方針の整備について

今回の監査対象事業に係る負担金は、全国知事会への会費や研修会への参加費、県が利用しているシステムを維持するための負担金などと異なり、任意の団体における特定の事業に対する負担金である。

県から団体に負担金を支出する際には、佐賀県補助金等交付規則(以下「規則」という。)が適用されておらず、負担金額が数千万円単位であっても団体から請求があれば、予算書との照合等形式的な審査を行ったうえで支出され、実績確認は行われていない。

一方、規則の適用を受ける補助金等において、県は、事業実施に際して事業計画及び計画実施のために要する経費の額を審査し、補助金等の交付額を決定する。事業実施後は実績を審査し、補助金等の金額を確定する。使われていない補助金等があれば交付決定額から減額している。

このように、団体の事業に対する県費の支出という点では同様にも関わらず、規則が適用されるものとされないもので必要な手続が異なっており、公金の取扱いについて改善が必要と考える。

規則が適用されていない負担金においても、簡易な支出手続ではなく、負担金事業の計画内容や実績、事業に要する経費の額を確認したうえで負担金支出を決定すべきと考える。

県においては、規則が適用されていない負担金について、事業内容等への審査が行われるよう、全庁的な取扱い方針を検討されたい。

今回の監査結果が負担金事業を実施している全ての機関で十分に活かされ、今後の適切な事業実施が図られることを望むものである。

監査対象事業ごとの監査結果及び意見

監査対象機関	企画チーム			
監査執行年月日	令和3年10月20日			
監査執行者	監査委員 久本 智博			
負担金支出先団体	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会			
構成団体	佐賀県、佐賀市、(公財)佐賀県産業振興機構(さが県産品流通デザイン公社)、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが			
負担金事業名	佐賀県関係人口創出チャレンジ事業費			
負担金支出の目的	定住人口でもなく、観光としての交流人口でもない、何らかの関係性を持ち佐賀県又は佐賀県の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ関係人口を創出することを目的とする。			
事業内容	ゲーム「サガ」シリーズとの連携事業として次の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏体験イベント ・佐賀県・佐賀市周遊イベント ・ウェブサイト展開 			
負担金額・割合	佐賀県 19,945,054 円、佐賀市 5,000,000 円			
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	- 円	- 円	19,945,054 円
目標(成果指標)及び達成状況	【目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでのゲーム参加者数 100万人 ・オフラインでのイベント参加者数 首都圏3,000人 県内4,000人 【達成状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの参加者数 約25万人 (ゲーム内佐賀イベントでのプレイ数 延べ約1億6500万回) ・オフラインでの参加者数 約3,300人 (コロナ禍により首都圏体験イベントは中止、県内 SAGATOCO スタンプラリー、ひな祭りイベント参加者数は約3,300人) 			
備考	【事務局】 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県(企画チーム) 【事務局職員】 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員3人(うち県職員3人) 			

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

「関係人口を創出すること」を目的としているが、当該目的を達成することが地域振興や定住促進など、県が目指す姿にどう近づいていくのか不明確と思われる。

< 意見 >

関係人口の創出により、目指す姿に至るプロセスを明確にされたい。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

関係人口を創出するための事業を、県とイベント開催市町からなる協議会で連携して実施することとしているため、協議会に対する負担金として支出している。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

令和2年度の負担金事業で計画していたのは、首都圏プロモーション、県内イベント、ウェブサイト展開である。県内イベントとして佐賀市のまちなか活性化を計画したことから、佐賀市も負担金を支出している。

< 意見 >

なし。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

設定した目標（成果指標）のオンライン参加者数：100万人、オフラインイベント参加者数：首都圏3,000人、県内4,000人はともに達成できていないが、県の認知度向上等の一定の効果はあったと思われる。

< 意見 >

なし

5 事業・負担の見直しについて

<監査結果>

毎年度、より効果的な事業内容や実施方法を検討しながら、負担金事業を継続していくこととされている。

<意見>

なし。

6 団体における会計経理等について

<監査結果>

支出のほとんどを占める委託料について、団体の決算書には総額しか記載されておらず、委託料の支出の内訳が分からないようになっていた。

<意見>

団体の決算書に内訳を記載されたい。

監査対象機関	空港課							
監査執行年月日	令和3年10月19日							
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博							
負担金支出先団体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会							
構成団体	佐賀県、佐賀県内20市町、福岡県、柳川市ほか福岡県南西部8市町、佐賀県議会、佐賀県市議会議長会、佐賀県町村議会議長会、佐賀県商工会議所連合会ほか14経済団体、佐賀県観光連盟ほか36団体、全日本空輸(株)佐賀支店ほか12企業等、(株)佐賀タクシーほか32リムジンタクシー事業者 (計132団体・企業等)							
負担金事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・空港利用促進対策費 ・空港利用促進対策費(特定経費) ・マイエアポート運動推進事業費 ・個人旅行客向け情報発信事業費 ・中国路線プロモーション事業費 							
負担金支出の目的	佐賀県内、福岡県南西部地域、首都圏及び海外の事業所や住民等の九州佐賀国際空港の利用促進を図る。							
事業内容	(1) マイエアポート運動推進事業 佐賀県内、福岡県南西部地域、首都圏及び海外の事業所や住民等が、九州佐賀国際空港を“自分の空港「マイエアポート」”として積極的に利用する意識の醸成、認知度向上 (2) 利用促進事業 九州佐賀国際空港の利用促進を図るための修学旅行やグループ旅行等に対する助成、地域活性化セミナーの開催等 (3) アクセス向上対策事業 九州佐賀国際空港利用者の利便性を向上するためのリムジンタクシー、レンタカーキャンペーンによる二次交通インフラ体制の整備							
負担金額・割合	佐賀県：協議会実施事業に係る経費のうち他会員からの負担金及びその他の収入を充てても賸えない経費相当 佐賀市：100万円、県内市：7万円、 県内町：人口1万人以上3万円・1万人未満2万円、 福岡県：30万円、大川・柳川市：5万円、 久留米・筑後・大牟田・みやま市：3万円、 八女市、大木・広川町：1万円、関係団体・企業等：2万円							
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
	金額	180,606,000円	265,535,000円	53,000,000円				
目標(成果指標)及び達成状況	【指標】出典：佐賀県総合計画2019							
	指標区分	指標名	単位	2018年		2019年		2020年
				現状	目標	実績	目標	実績
	施策指標	利用者数	人	819,024	過去最高	730,976	過去最高	113,507
	成果指標	国内路線数・便数	路線 便/日	2 6	2 6	2 5	2 6	2 2
国際路線数・便数		路線 便/週	4 17	4 18	0 0	4 18	0 0	
備考	【事務局】佐賀県(空港課) 【事務局職員】事務局職員24人(うち県職員24人)							

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

<監査結果>

九州佐賀国際空港の活性化を官民一体となって推進し、もって九州佐賀国際空港の振興と佐賀県及び福岡県南西部地域の発展を図ることを目的としている。

<意見>

なし。

2 負担金支出の考え方について

<監査結果>

空港の利用促進は、設置・管理者である県が主体的に取り組む業務である中、空港活性化を通じて地域発展を図るには、県・関係市町・関係企業や団体など官民一体による協議会を立ち上げて取り組むことが効率的であると考え、事業に必要な経費を協議会に対する負担金として支出している。

<意見>

なし。

3 構成団体の受益・負担について

<監査結果>

各構成団体の負担金額は、毎年度の総会で予算案を決議し決定されているが、県以外は設立当初の額で固定、県は他の構成団体の負担金等で賄えない額の全てとされている。

空港の利用促進は設置管理者である県が主体的に取り組むべきであることから、このように取り扱われているとのことだが、協議会の事業規模が拡大し、県の負担金額及び負担割合のみが突出して増加している。

	平成 16 年度	令和元年度 ¹
負担金額	29,615,000 円	275,681,000 円
うち、県負担金額 ²	26,235,000 円	272,871,000 円
県負担割合	88.6%	99.0%

1 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業費が大きく減少しているため、令和元年度の数値を使用

2 「うち、県負担金額」には、今回の監査対象事業以外の事業費も含んでいる。

<意見>

負担金額を定めるにあたっては、各構成団体の受益等を踏まえたものとするべきであり、設立から 16 年が経過し、協議会の事業規模や内容も大きく変化していることから、受益等に応じた負担となるよう、負担金算定方法の見直しを検討されたい。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和元年度以降は便数や利用者数が減少しているが、平成 30 年度までは、利用者数が 6 年連続で過去最高を記録するなど、九州佐賀国際空港の便数増や利用者数増に貢献している。

利用者数や便数など、全体としての九州佐賀国際空港の利用促進についての数値目標はあるが、リムジンタクシー事業や中国プロモーション事業など、個別事業については数値目標がない。

< 意見 >

個別事業についても事業効果を検証し P D C A サイクルが回せるよう、数値目標の設定を検討されたい。

5 事業・負担の見直しについて

< 監査結果 >

事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で一部縮小したものはあるが、基本的には現状維持とされている。負担金の額、算定方法については、見直しの予定はない。

< 意見 >

負担金額を定めるにあたっては、各構成団体の受益等を踏まえたものとするべきであり、設立から 16 年が経過し、協議会の事業規模や内容も大きく変化していることから、受益等に応じた負担となるよう、負担金算定方法の見直しを検討されたい。

【再掲】

6 団体における会計経理等について

< 監査結果 >

協議会の会計規程では、随意契約や入札など、契約方法に関する定めがなく、大部分が随意契約により処理されていたが、発注先選定の透明性を確保するとともに、公平性や競争性を確保し、契約価格の高止まりを防ぐという観点から不適當と思われる。

< 意見 >

負担金の 100% 近くが公金から拠出されていることを踏まえ、一般競争入札を基本とする会計経理規程の整備を検討されたい。

< 監査結果 >

九州佐賀国際空港の一番の利用者は県民であり、多額の県負担金の財源は県民が担っている。広く県民に対する事業内容や事業費の積極的な情報提供が望まれる。

< 意見 >

県民に対する事業内容や事業費の積極的な情報提供を検討されたい。

監査対象機関	港湾課			
監査執行年月日	令和3年8月25日			
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹			
負担金支出先団体	佐賀県唐津港利用促進協議会			
構成団体	佐賀県、唐津市、唐津商工会議所ほか3団体、佐賀玄海漁業協同組合ほか4組合、(株)唐津魚市場ほか11企業、ほか22団体			
負担金事業名	佐賀県唐津港利用促進協議会負担金			
負担金支出の目的	唐津港の利用を促進し、地域の発展に資する為、港湾管理者(県)、地元市、民間の3者が協議会の活動経費を負担する。			
事業内容	<p>唐津港の利用促進のため、下記の事業を実施。</p> <p>(1) 貨物の誘致及び取扱量増加に関する事業 他港の港湾視察、国内外ポートセールス等</p> <p>(2) 観光客船等の誘致に関する事業 国内外のクルーズ船社等に対するポートセールス、入港歓迎行事等</p> <p>(3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業 唐津壱岐間フェリーの利用促進、水産物取扱量増加の取り組み等</p>			
負担金額・割合	<p>通常会費：佐賀県 3分の1、唐津市 3分の1、民間団体 3分の1</p> <p>客船入港対策費：佐賀県 2分の1、唐津市 2分の1</p>			
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	4,000,000円	4,000,000円	1,000,000円
目標(成果指標)及び達成状況	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物取扱量 協議会としての数値目標は設定していない。 ・クルーズ船寄港回数 R1:13隻、R2:15隻 <p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船寄港回数 R1:11隻、R2:0隻 			
備考	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津市(みなと振興課) <p>【事務局職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員2人(唐津市職員2人) 			

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

佐賀県の港湾施設である唐津港の利用を促進し、地域の発展に資することを目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

唐津港港湾施設の利用促進を、県だけでなく地元唐津市や商工団体、観光団体で協議会を設置し、共同で事業を実施しており、協議会に対する負担金として支出している。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

通常会費

・他港の港湾視察、国内外ポートセールス等の事業を行うため、県、唐津市、民間団体が100万円ずつ負担している。

客船入港促進対策費

・客船の接岸岸壁での出迎えテント、通訳、シャトルバス、イベントに要する経費、船舶会社への営業経費など必要経費を算出し、基本的には県と唐津市が2分の1ずつの負担としているが、実態的には毎年度、県と唐津市で負担割合を協議し負担している。

< 意見 >

なし。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

取り扱い貨物量

- ・唐津港の主要貨物は砂利・砂などのばら積み貨物であり、公共事業の有無などにより取扱量が増減する貨物も多いことから、唐津港利用促進協議会では数値目標の設定はしていない。
- ・佐賀県総合計画 2019 における唐津港と伊万里港の貨物取扱量の令和 2 年度の目標値は 430 万トンである。同年度の実績値は 403 万トンであり、目標をほぼ達成している。

寄港旅客船数

- ・令和元年度は目標が 13 隻に対し実績は 11 隻だった。令和 2 年度は目標が 15 隻に対し実績は新型コロナウイルス感染症の影響で 0 隻であった。

旅客船寄港による効果

- ・唐津港のイメージアップ
- ・過去に寄港した旅客船について、乗船客 1 人当たり 22,000 円を超える経済効果があったと試算している。

<意見>

なし。

5 事業・負担の見直しについて

<監査結果>

これまでどおり、利用促進事業を実施することとしている。

<意見>

なし。

6 団体における会計経理等について

<監査結果>

令和 2 年度末の時点で約 551 万円の繰越金があり、令和 3 年度の負担金徴収は行わないこととしている。

<意見>

なし。

監査対象機関	スポーツ課			
監査執行年月日	令和3年10月18日			
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博			
負担金支出先団体	佐賀県野球育成・強化プロジェクト委員会			
構成団体	佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校野球連盟、(一財)東京六大学野球連盟、(一社)日本リトルシニア中学硬式野球協会九州連盟、佐賀県中学体育連盟軟式野球競技専門部、佐賀県軟式野球連盟、(公財)日本少年野球連盟西九州支部			
負担金事業名	SSPトップアスリート育成好循環創出事業費			
負担金支出の目的	県内小学、中学及び高校において各団体やチームが連携して野球の競技力向上を図り、甲子園などの全国大会で県代表が活躍することで、県民のスポーツ文化の裾野の拡大を図る。			
事業内容	(1) 野球の競技力向上に向けた強化事業 指導者研修、有力校視察、中学軟式野球選抜等 (2) 野球の競技力向上に向けた育成事業 SSPチャレンジ野球や甲子園視察研修等 (3) 野球の競技力向上に向けた普及事業 野球フェスタ等			
負担金額・割合	佐賀県 10分の10			
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	- 円	- 円	3,196,000 円
目標(成果指標)及び達成状況	【目標】 ・将来的な夏の甲子園大会王座奪還を見据え、当面の目標として、「令和6年(佐賀2024)までに、春の選抜甲子園出場(九州大会ベスト4入り)」 【参考】 ・中高連携によるSSPチャレンジ野球を実施することによって、84%(31名中26名)が県内高校に進学した。 ・中学軟式野球選抜事業を実施し、95%(19名中18名)が県内高校に進学した。			
備考	【事務局】 ・佐賀県(スポーツ課) 【事務局職員】 ・事務局職員6人(うち県職員6人)			

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

県内小学生、中学生及び高校生に対する野球の競技力向上を図ることを主要な目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

中学軟式・中学硬式・高校野球など様々な団体の関係者が一体となって競技力強化や普及・育成等を図るための事業を委員会で実施していることから、委員会に対する負担金として支出している。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

県内小学生、中学生及び高校生に対する野球の競技力向上のための事業を委員会として実施しているが、県が事業費の全額を負担し、事務局も県職員が担っている。

< 意見 >

各構成団体の受益等の状況を確認し、必要に応じ、受益等を考慮した負担となるよう負担割合等の見直しを検討されたい。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

当面の目標として、「令和6年(佐賀2024)までに、春の選抜甲子園出場(九州大会ベスト4入り)」を挙げているが、目標の達成と効果(競技力向上)の関係が不明確で、事業実施による効果を適切に検証できる目標(成果指標)として十分ではないと思われる。

< 意見 >

事業実施による効果をより適切に検証できる目標(成果指標)を設定し、効果検証によりPDCAサイクルを適切に実施されたい。

5 事業・負担の見直しについて

< 監査結果 >

今後も毎年度、より効果的な事業内容や実施方法を検討しながら、負担金事業を継続していくこととされている。

< 意見 >

なし。

6 団体の会計経理等について

< 監査結果 >

委員会の会計処理規程では、契約方法が原則として見積合わせによる随意契約によることとなっているが、このことは発注先選定の透明性を確保するとともに、公平性や競争性を確保し、契約価格の高止まりを防ぐという観点から不相当と思われる。

< 意見 >

負担金の全額が公金から拠出されていることを踏まえ、見積合せを原則としている会計経理規程の見直しを検討されたい。

< 監査結果 >

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で選抜高校野球大会視察や県外有力校視察などの事業が中止となったため負担金を使用されず、繰越金が多く発生している。

< 意見 >

翌年度の県の負担金額は前年度からの繰越金を考慮して減額するなどの対応を検討されたい。

< 監査結果 >

委員会の支出で不適切な会計処理があった。

- ・県の視察業務での出張について、本来、県で負担すべき甲子園の入場チケット代を委員会の経費から支出していた。

案件：選抜高校野球大会の視察

出張者：スポーツ総括監（会長） スポーツ課課長（事務局長）、スポーツ課主査（事務局員）

< 意見 >

県の業務と委員会の業務を明確にして、委員会の事業に係る経費を適切に支出するようにされたい。

監査対象機関	スポーツ課			
監査執行年月日	令和3年10月18日			
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博			
負担金支出先団体	佐賀県Vリーグチーム振興協議会			
構成団体	佐賀県バレーボール協会、佐賀県、(一社)佐賀県観光連盟、佐賀市ほか14市町			
負担金事業名	スポーツイベント開催事業費			
負担金支出の目的	県内市町、県バレーボール協会、民間等と連携し、プロバレーボールチームである久光スプリングスと協力して、県全体でバレーボール振興を行い、県民のする、観るなどのスポーツ文化の裾野の拡大を図る。			
事業内容	(1) 久光スプリングスとの地域交流事業 久光スプリングスと連携し、シーズン報告会やバレーボール教室などを実施 (2) Vリーグ佐賀大会における集客支援事業 Vリーグ佐賀大会における広報業務 (3) 広報活動事業 県民だより、プレスリリース等を活用した久光スプリングスの情報発信			
負担金額・割合	佐賀県 10分の10			
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	- 円	1,700,000 円	2,500,000 円
目標(成果指標)及び達成状況	【目標】 ・プロスポーツチームを支援し、地域交流や集客支援等を行うことで、チームが活躍し、県民に夢と希望を与え続ける。 【参考】 ・R2 Vリーグ佐賀大会(ホーム戦)観客数 延べ2,896人(4試合) 1試合平均724人(最大収容人数859人)			
備考	【事務局】 ・佐賀県バレーボール協会(会則第16条) 【事務局職員】 ・事務局長 1人(佐賀県バレーボール協会副理事長) ・事務局員 3人(佐賀県スポーツ課職員)			

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

県民のスポーツに対する関心を高め、県民がそれぞれのライフステージに応じたスポーツ実践（する・みる・ささえる）を行う、きっかけづくりを目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

県、市町や県バレーボール協会、民間からなる協議会において連携して事業に取り組んでいることから、協議会に対する負担金として支出している。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

県が事業費の全額を負担し、事務局員として事務処理のほとんどを県職員が担っている。

久光スプリングスの活躍により、市町や県バレーボール協会などにも受益があると思われるが、市町等から負担金は徴収していない。

< 意見 >

各構成団体の受益等の状況を確認し、必要に応じ、受益等を考慮した負担となるよう負担割合等の見直しを検討されたい。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

目標として、「チーム（久光スプリングス）が活躍し、県民に夢と希望を与え続ける」を挙げているが、負担金支出の目的は、県民のスポーツに対する関心を高めることであり、チームの活躍という抽象的な目標（成果指標）では、事業実施による効果が検証できる指標とはならないと思われる。

< 意見 >

例えば、バレーボール教室の参加人数やVリーグ佐賀大会の観客数など、事業実施による効果を検証できる具体的・定量的な目標（成果指標）を設定し、効果検証によりPDCAサイクルを適切に実施されたい。

5 事業・負担の見直しについて

< 監査結果 >

今後も負担金事業を継続していくこととされている。

< 意見 >

なし。

6 団体の会計経理等について

< 監査結果 >

協議会の会計処理要領では、契約方法が原則として見積合わせによる随意契約によることとなっているが、このことは発注先選定の透明性を確保するとともに、公平性や競争性を確保し、契約価格の高止まりを防ぐという観点から不適當と思われる。

< 意見 >

負担金の全額が公金から拠出されていることを踏まえ、見積合せを原則としている会計経理規程の見直しを検討されたい。

< 監査結果 >

久光スプリングスに対する補助事業（佐賀駅、SAGA サンライズパーク総合体育館等への久光スプリングスの看板等の設置）について不適切な事務処理が行われていた。

- ・看板等の設置に着手した9月より前に補助金の交付決定等の手続を行っておくべきところ、看板等の設置が終了した後の12月になってから補助金交付要綱を制定し、補助金の交付申請や交付決定を9月に遡った日付で処理していた。

< 意見 >

事業の進捗管理の徹底や内部牽制体制の確立などにより再発防止に努められたい。

監査対象機関	環境課														
監査執行年月日	令和3年8月4日														
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹														
負担金支出先団体	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議														
構成団体	佐賀県、佐賀県内 20 市町、この会の事業に関連しその目的に賛同する 県全域を管轄する機関、団体等 (計 73 団体)														
負担金事業名	「ストップ温暖化」県民運動推進事業費														
負担金支出の目的	県民に対して、地球温暖化対策、循環型社会づくり及び自然環境保全に 関する普及啓発を行うことにより、環境に対する負荷を低減する社会づくり を推進する。														
事業内容	<p>【一般会計】</p> <p>(1) 環境意識の普及啓発 地球温暖化防止セミナーの開催 環境サポーター派遣事業 環境配慮商品購入運動推進事業</p> <p>(2) 環境保全の実践活動の推進 県内一斉ふるさと美化活動事業 環境学習活動助成事業 「こどもエコクラブ」活動支援事業 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動顕彰事業</p> <p>(3) 環境情報提供の充実 ホームページ等による情報提供 リーフレット等による情報提供</p> <p>【特別会計】 「レッドデータブックさが」の販売</p>														
負担金額・割合	佐賀県：10分の7、佐賀県内20市町：10分の3														
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度											
	金額	3,904,000円	3,904,000円	3,904,000円											
目標(成果指標)及び 達成状況	<p>【環境サポーターの派遣回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>140</td> <td>150</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>121</td> <td>147</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標	140	150	160	実績	121	147	56
	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
目標	140	150	160												
実績	121	147	56												
備考	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県(環境課) <p>【事務局職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員6人(県職員5人、団体雇用非常勤職員1人) 														

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

県民に対して、地球温暖化対策、循環型社会づくり及び自然環境保全に関する普及啓発を行うことにより、環境に対する負荷を低減する社会づくりを推進することを目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

県民、民間団体、事業者、行政が協働し、柔軟に対応・実施するため協議会において事業を実施しており、協議会に対する負担金として支出している。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

地球温暖化対策は県・市町の施策であるため、構成団体のうち県及び市町が負担金を拠出することとし、例年、県7割、市町3割の負担とされている。

< 意見 >

なし。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

令和2年度までに、環境サポーター派遣回数を160回にすることを成果指標として取り組んでいる。

< 意見 >

効果を測る上で、活動量だけでは不十分であり、活動の結果としての効果（県民の環境意識の変化やリサイクル率の向上など）についても数値目標を置いて取り組むことを検討されたい。

5 事業・負担の見直しについて

< 監査結果 >

継続して事業に取り組むこととされており、負担金額、割合について見直しは予定されていない。

< 意見 >

なし。

6 団体の会計経理等について

< 監査結果 >

県内の希少動植物の生息状況等に関する書籍、「レッドデータブックさが」を印刷、販売し、当該事業に係る経費を特別会計として平成 13 年度から別通帳で管理しており、令和 2 年度末時点で 2,075,971 円の収支残（繰越金）となっている。当該繰越金は、「レッドデータブックさが」改訂版の印刷経費に充てる予定だが、改訂の時期、方法（印刷物とするか、電子版とするか）については、見通しが立っていない。

また、「レッドデータブックさが」の在庫について定期的な棚卸がされておらず、監査で帳簿残高と現品の照合を求めたところ、下表のとおり不一致が生じていた。

区分	帳簿残高	現品	差
レッドデータブックさが（植物編）	131 冊	272 冊	141 冊
レッドデータブックさが（普及版）	222 冊	168 冊	54 冊

< 意見 >

利用者の利便性やデータ更新の容易さ等を考慮すると電子化のメリットが大きいと思われ、改訂版の印刷経費として特別会計を設置し続ける必要性について疑問がある。改訂作業の担当課と改訂の時期、方法について協議を行い、その結果を踏まえて、特別会計設置の必要性について検討されたい。

「レッドデータブックさが」は、公金による負担金を財源として作成したものであり、有料頒布していることも踏まえ、不正や盗難などの事故がないよう特に留意して管理すべきである。今後は、定期的な現品照合を確実に実施されたい。

< 監査結果 >

総会において、議決権を会長に委任した構成団体が例年 5 割以上発生している。

< 意見 >

議決権の委任は規約上認められているものではあるが、県民運動として取り組んでいることから、各構成団体の当事者意識を高める工夫をされたい。

監査対象機関	産業人材課																																									
監査執行年月日	令和3年10月14日																																									
監査執行者	監査委員 角 貞樹 大場 芳博																																									
負担金支出先団体	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議																																									
構成団体	行政：佐賀県、佐賀労働局、産業界：佐賀県経営者協会ほか6団体 教育界：佐賀大学ほか4校、佐賀県私立中学高等学校協会ほか2団体 その他：佐賀県シニアはたらきたいけん推進協議会																																									
負担金事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・産業人材確保プロジェクト事業費 ・採用力向上支援事業費 ・高校生県内就職促進事業費 ・IT産業特定人材育成・確保事業費 ・Uターン就職活動交通費支援事業費 																																									
負担金支出の目的	生産年齢人口減少や若者が進学や就職で人材流出が続いている状況から、地域産業の持続的発展には産業人材確保施策が必要である。このような中、産業界・教育界等の多角的な意見を取り入れ、産業人材確保施策に効果的な事業を実施する。																																									
事業内容	(1) 産学官連携によるマッチング支援事業 (2) 大学生県内就職促進事業 (3) 高校生県内就職促進事業 (4) Uターン就職活動交通費支援事業 (5) 採用力向上支援事業 (6) リーディング産業人材確保事業 (7) 人材確保に関するニーズ調査及び効果的な人材確保方策構築事業																																									
負担金額・割合	佐賀県 10分の10																																									
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																						
	金額	47,906,000円	126,446,154円	108,900,771円																																						
目標（成果指標）及び達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">産業人材確保プロジェクト</td> <td>「さが就活ナビ」掲載企業数</td> <td>850社</td> <td>785社</td> </tr> <tr> <td>県内大学生県内就職率</td> <td>30.0%</td> <td>32.6%</td> </tr> <tr> <td>県内短大生県内就職率</td> <td>70.0%</td> <td>76.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採用力向上支援</td> <td>セミナー参加者数</td> <td>300人</td> <td>404人</td> </tr> <tr> <td>個別支援企業数</td> <td>20社</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>高校生県内就職促進</td> <td>高校生県内就職率</td> <td>65.0%</td> <td>65.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IT産業等特定人材育成・確保</td> <td>講座参加者数</td> <td>100人</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>IT産業への就職希望者数</td> <td>20人</td> <td>53人</td> </tr> <tr> <td>Uターン就職活動交通費支援</td> <td>交通費支援件数</td> <td>500件</td> <td>81件</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	指標名	令和2年度		目標	実績	産業人材確保プロジェクト	「さが就活ナビ」掲載企業数	850社	785社	県内大学生県内就職率	30.0%	32.6%	県内短大生県内就職率	70.0%	76.1%	採用力向上支援	セミナー参加者数	300人	404人	個別支援企業数	20社	12社	高校生県内就職促進	高校生県内就職率	65.0%	65.4%	IT産業等特定人材育成・確保	講座参加者数	100人	160人	IT産業への就職希望者数	20人	53人	Uターン就職活動交通費支援	交通費支援件数	500件	81件
事業名	指標名	令和2年度																																								
		目標	実績																																							
産業人材確保プロジェクト	「さが就活ナビ」掲載企業数	850社	785社																																							
	県内大学生県内就職率	30.0%	32.6%																																							
	県内短大生県内就職率	70.0%	76.1%																																							
採用力向上支援	セミナー参加者数	300人	404人																																							
	個別支援企業数	20社	12社																																							
高校生県内就職促進	高校生県内就職率	65.0%	65.4%																																							
IT産業等特定人材育成・確保	講座参加者数	100人	160人																																							
	IT産業への就職希望者数	20人	53人																																							
Uターン就職活動交通費支援	交通費支援件数	500件	81件																																							
備考	【事務局】佐賀県（産業人材課） 【事務局職員】事務局職員10人（うち県職員10人）																																									

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

生産年齢人口の減少や、若者が進学や就職で県外に流出していることから、県の産業人材を確保することを目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

効果的な事業を実施するため、行政と産業界、教育界が構成団体となる推進会議において事業を実施することとし、推進会議に対する負担金として支出している。

負担金は全額、県が拠出しており、推進会議が行う事業は全て外部に委託されている。県直営事業が推進会議を通して実施されているようにも見えるが、推進会議の中で事業の内容を議論し事業を実施しており、県直営事業とまでは認められない。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

県内企業は「さが就活ナビ」に登録することや、合同企業説明会に参加することで企業単独で行うより効率的・効果的に採用活動が行える。構成団体間の負担割合を決める際に、これら産業界にとっての受益が整理されておらず、負担金に反映されていないと思われる。

< 意見 >

県以外の構成団体の受益等の状況を確認し、必要に応じ、受益等を考慮した負担となるよう負担割合等の見直しを検討されたい。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

平成 31 年度から令和 2 年度にかけて高校生の県内就職率が 10% 近く上昇している。また、推進会議の事業により学生が就職先を決めるうえで有益な県内企業の情報が

学生と教員に提供され、県内企業への就職を後押ししている。このように負担金支出の効果は一定程度認められる。

<意見>
なし。

5 事業・負担の見直しについて

<監査結果>

一定程度、成果があがっており、引き続き事業を実施する。

<意見>
なし。

6 団体の会計経理等について

<監査結果>

推進会議の会計経理規程では、契約方法が原則として見積合わせによる随意契約によることとなっているが、このことは発注先選定の透明性を確保するとともに、公平性や競争性を確保し、契約価格の高止まりを防ぐという観点から不相当と思われる。

<意見>

負担金の全額が公金から拠出されていることを踏まえ、見積合せを原則としている会計経理規程の見直しを検討されたい。

<監査結果>

広く県内の高校生・大学生の県内企業へ就職を促進するための事業であり教育現場や県内企業等、関係する人も多い。また、多額の県負担金の財源は県民が担っている。

これらのことから、広く県民に対する事業内容や事業費の積極的な情報提供が望まれる。

<意見>

県民に対する事業内容や事業費の積極的な情報提供を検討されたい。

監査対象機関	流通・貿易課			
監査執行年月日	令和3年7月28日			
監査執行者（書面）	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹			
負担金支出先団体	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会			
構成団体	佐賀県農業協同組合中央会、佐賀県信用農業協同組合連合会 佐賀県農業協同組合、全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部 佐賀県、（公財）佐賀県産業振興機構（さが県産品流通デザイン公社）			
負担金事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろげよう“佐賀の味”推進事業費（通常事業） ・県農産物新ブランド戦略推進事業費（いちご新品種ブランド推進事業） 			
負担金支出の目的	県内で生産される高品質農産物を全国に向かって“売り込み”を図り、“さが”ブランドを確立し、もって、本県農業の振興に寄与することを目的とする。			
事業内容	<p>(1) 通常事業 県内で生産される高品質農産物を全国に向かって“売り込み”を図り、マスメディアやイベント等を活用し、消費者へのPRを図る。</p> <p>(2) いちご新品種ブランド推進事業 県が開発したいちご新品種を、日本のトップブランドとして育てていくため、マスメディアやイベント等を活用し、消費者へのPRを図る。</p>			
負担金額・割合	佐賀県 2分の1、JA 2分の1			
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円
目標（成果指標）及び達成状況	<p><通常事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の農産品PRを趣旨としており、数値目標は設定していない。 <p><いちご新品種ブランド推進事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都中央卸売市場における、いちご主要産地の品種（福岡県産）の平均単価と佐賀県産いちご新品種の平均単価との対比 令和元年度 目標：88%、実績：93% 令和2年度 目標：92%、実績：96% 			
備考	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県（流通・貿易課） <p>【事務局職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員15人（県職員7人、JA職員5人、デザイン公社職員3人） 			

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

県内で生産される高品質農産物を全国に向かって“売り込み”を図り、“さが”ブランドを確立することで本県農業の振興に寄与することを目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

県産農産物の認知度向上を通じて農業の振興・県自体のイメージ向上を図るには、広報と販売促進は同一の方針のもと連動して行う必要があるため、協議会を立ち上げて事業を実施し、県は協議会に対する負担金として支出している。

< 意見 >

なし。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

毎年の事業費を積算して、県とJAで2分の1ずつ負担している。

< 意見 >

なし。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

通常事業については、目標（成果指標）がなく、どのような効果検証が行われたか確認できなかった。

一方、いちご新品種ブランド推進事業については、目標が設定され、その目標を達成していた。

< 意見 >

通常事業については、長年実施している事業であり、継続的な事業改善による事業効果の向上が求められることから、目標設定と効果検証によりPDCAサイクルを適切に実施されたい。

5 事業・負担の見直しについて

< 監査結果 >

毎年度、事業内容を見直しながら、事業を継続していくこととされている。

< 意見 >

なし。

6 団体の会計経理等について

< 監査結果 >

新型コロナウイルス感染症の影響でプロモーションやイベントなどの事業が中止となったため、繰越金が多く発生した。

< 意見 >

翌年度の県の負担金額は前年度からの繰越金を考慮して減額するなどの対応を検討されたい。

< 監査結果 >

協議会では、県産農産物を使った販促品を委託製造しているが、委託製造業者から販促品が納品された後に、当該委託製造業者に製造原価を大きく下回る価格で売却するという通常行われない売却先の選定や売却価格の設定が行われていた。（さらに、委託製造業者から小売店に売却し、小売店で県民等に販売していた。）

監査の結果、不適正な行為は認められなかったものの、県の負担金事業として対外的な説明ができるよう、このような取引を行った考え方について意思決定過程を文書化するなど組織として整理していなかった。

協議会においては、通常行われない取引であるとの認識がなく、口頭での協議のみで決定しており、協議のための資料も協議内容の記録も作成していなかった。組織として十分整理されているとは言えず、今回の監査において、なぜこのような取引を行ったかについて、当初、十分な説明ができない状況だった。

< 意見 >

県が負担金を拠出していることを踏まえ、特殊な事案については、その意思決定過程を文書化するなど組織として整理したうえで事業を実施されたい。

監査対象機関	流通・貿易課			
監査執行年月日	令和3年7月28日			
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹			
負担金支出先団体	佐賀県酒類輸出促進協議会			
構成団体	佐賀県酒造組合、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工連合会 日本貿易振興機構(ジェトロ)佐賀県貿易情報センター、 佐賀県、(公財)佐賀県産業振興機構(さが県産品流通デザイン公社)			
負担金事業名	佐賀県酒類輸出促進協議会事業費			
負担金支出の目的	高品質な佐賀県産の清酒、焼酎、リキュール等について、海外市場への販路を開拓し、輸出を拡大することにより、本県の酒類産業の振興に寄与する。			
事業内容	(1) 県産酒類の海外市場における販路開拓・拡大のための事業 (2) 海外における県産酒類のブランド確立のための事業 (3) 構成団体間の情報交換・連携強化のための事業 (4) その他協議会の目的達成のために必要な事業			
負担金額・割合	佐賀県 4分の3、佐賀県酒造組合 4分の1			
支出額	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	- 円	- 円	6,000,000 円
目標(成果指標)及び達成状況	【目標】 ・目標(成果指標)は特に設定しておらず、事業計画・予算に基づく取組を実施することとしている。 【達成状況】 ・令和2年度は、佐賀県産酒類の海外PRに係る宣伝写真素材を作成した。			
備考	【事務局】 ・さが県産品流通デザイン公社 【事務局職員】 ・事務局職員7人(流通デザイン公社職員7人)			

監査結果及び意見

1 負担金支出の目的について

< 監査結果 >

今後も拡大が見込まれる海外市場への輸出量を増加させることにより本県の酒類産業を振興することを目的としている。

< 意見 >

なし。

2 負担金支出の考え方について

< 監査結果 >

酒造組合における海外での販路拡大、輸出促進という当該組合の本来活動に対して、県は協議会を設立し、構成団体として協議会の活動に直接関わっているが、県の産業振興施策（海外でのブランド確立）の観点から、事業資金を補助するという方法も考えられる。補助事業ではなく負担金として支出する考え方が十分に整理されていないと思われる。

< 意見 >

負担金として支出する考え方を整理されたい。

3 構成団体の受益・負担について

< 監査結果 >

毎年の事業費を積算して、県が4分の3、酒造組合が4分の1を負担している。

< 意見 >

なし。

4 負担金支出の効果について

< 監査結果 >

目標（成果指標）は特に設定されておらず、事業計画・予算に基づく取組を実施することとされており、事業計画どおりに事業は実施されていたが、負担に見合う効果となっているか検証できない。

< 意見 >

事業実施による効果を検証できる目標（成果指標）を設定し、効果検証によりPDCAサイクルを適切に実施されたい。

5 事業・負担の見直しについて

< 監査結果 >

酒造組合からの負担金は、酒造組合に対する組合員賦課金を財源としている。同賦課金は前年度の酒類の出荷量をもとに算出されるため、新型コロナウイルス感染症の影響で出荷量（賦課金）が減り、協議会への負担金も減る中で、負担金収入に見合った協議会事業の見直しが行われている。

< 意見 >

なし。

6 団体の会計経理等について

< 監査結果 >

団体の会計規程に基づき適切に処理がなされていた。

< 意見 >

なし。

参考1 協議会の設置及び運営に関する基本指針

第1 趣旨

県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と連携して事業を実施するために設置する、協議会、期成会、実行委員会等の任意団体（以下「協議会」という。）の適正な事業の遂行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この指針の対象とする「協議会」の定義は、次のとおりとする。
「県からの負担金を受け事業を行っている協議会のうち、県職員が事務局を担っているもの。」（ただし、全国・九州ブロックでの協議会等、会費的な負担金のみを支出しているものは除く）

第3 新たな協議会の設置

1 協議会を新たに設置するにあたっては、以下の事項について十分に検討を行うこと。

（1）設置の必要性

県の施策を効果的・効率的に推進するためには最適な手段であること。
既存の団体等と設置目的や事業内容が重複しないものであること。

（2）県職員が事務局を担う必要性

県職員が協議会の事務局の業務に携わることについて、合理的な理由があること。

（3）県の適正な関与

協議会に対する県の関与のあり方、果たすべき役割等を、構成団体間で明確にすること。

立ち上げの支援等の目的で、当分の間、県職員が事務局を担う場合には、可能な限り事務局の移管時期について明示すること。

（4）適正な事業の遂行の確保

第5から第7までに定める内容が事前に十分に検討、準備され、適正な事業の遂行が見込まれるものであること。

2 新たに協議会を設置する場合は、その必要性及び第5の1に定める規約等の内容について、主管課に協議するとともに、規約等の内容については、人事課の確認を受けるものとする。

第4 既に設置されている協議会の見直し

1 既に設置されている協議会について、第3の1に定める内容に照らし、見直しを行うこととし、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ協議会の

廃止・統合や事務局の移管等を行うものとする。

(1) 協議会の廃止

設置目的が達成されたもの。

協議会設置の意義が薄れ、又は今後薄れることが予測されるもの。

事業の必要性が低下し、活動実績が少ないもの。

民間企業等への委託により実施可能な事業を行っているもの。

(2) 協議会の統合

事業内容や設置目的又は事業対象が重複又は類似しているもの。

規模が小さく、財政基盤も脆弱で運営が不安定なもの。

(3) 事務局の統合

事務の効率化の観点から、事務局の統合が望まれるもの。

上記(2)に該当するが、統合にまでは至らないもの。

(4) 事務局の移管

協議会において、県職員が事務局を担う必要性が相対的に低下したもの。

県による立ち上げ支援として必要とされた期間が経過したと認められるもの。

2 主管課は、毎年度、協議会の負担金の予算措置の際に、協議会の運営状況を確認し、適宜見直しを行うこととする。

第5 協議会の運営

次の基準に基づき、協議会の適正な事業遂行が図られるようにする。

1 規約等の整備運用

協議会の存立根拠たる規約、事務処理にあたって必要な諸規程(会計規程、決裁規程)を整備し、責任の所在及び意思決定過程の明確化を図るとともに、これらの内容を遵守するものとする。

(1) 規約

協議会の設置目的、事業内容、役員、総会、事務局の設置等の基本的事項を定めること。

(2) 会計規程

収入、支出、契約等の事務手続、会計責任者の設置等の会計に関し必要な事項を定めること。

(3) 決裁規程

決裁に係る事務手続、決裁権者等の決裁に関し必要な事項を定めること。

事務処理にあたって必要な諸規程(会計規程、決裁規程)については、その内容を事務局規程等としてまとめて必要な事項を定める等、その整備手法は問わない。

2 総会の開催

総会では、協議会としての機関決定を行うものとする。

特に、規約の制定・改廃に関する事項、役員の選任に関する事項、事業計画及び予算に関する事項、事業報告及び決算に関する事項、解散に関する事項については、協議会の重要事項として、総会において機関決定を行うこととし、その旨を規約に明記すること。

事業の進捗状況の報告、課題の把握、事業の見直し等のため、必要に応じて適宜総会を開催すること。

また、役員全員が一堂に会さずとも、役員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をした場合には、協議会としての機関決定が行われたこととみなすことができるようにすること。併せて、事業の進捗状況の報告等についても同様の取扱ができるようにすること。

3 役員数の適正化

協議会の意思決定を迅速にし、機動性を高めるため、事業の動向や活動状況等を勘案し、役員数の適正化を図ること。

4 事業運営

毎事業年度の事業計画と実績とを対比させるとともに、経年的な傾向を検討するなど事業効果を検証し、次期事業計画に反映させること。

5 予算執行

(1) 会計規程を整備し、規程に基づいた適正な予算執行を行うこと。

(2) 複数の職員によるチェック体制を確立すること。

(3) 食糧費及び旅費については、厳正かつ簡素を旨とした適正な予算執行の徹底を図ること。

6 内部監査の実施

規約において監事を複数名設置することを規定し、監事による内部監査を年1回以上行うこと。

第6 協議会に対する県の人的関与

次の基準に基づき、協議会に対する県の人的関与が適正に行われるようにする。

1 県職員の協議会の役員又は事務局員への就任

(1) 就任の制限

県の担当課長が協議会の会長に就任してはならない。

(2) 服務関係手続

県職員を、当該業務に従事させる場合には、当該業務に従事させる職務命令を行うこと。

2 県職員の協議会の役員又は事務局員としての職務遂行

県職員が協議会の事務を遂行するにあたっては、以下の点に留意し、その業務が協議会としての業務であることを明確にすること。

(1) 協議会の決裁に県の起案様式を使用しないこと

(2) 協議会の決裁に県の職名を使用しないこと

- (3) 協議会の決裁に協議会の事務局員以外の県職員が関わらないこと
- (4) 協議会が発する文書に県職員としての職名を使用したり県の公印を使用しないこと

第7 協議会に対する県の財政的関与

次の基準に基づき、協議会に対する県の財政的関与のあり方の見直しを行うものとする。

1 県の財政的支援

協議会の形態に応じ、その設置目的、公共性の度合い、事業内容及び収益性等を十分検討のうえ、より効率的な事業運営を行い、県が支出する負担金等の財政的支援については、毎年度見直しを行うこと。

- (1) 補助金については、県の事業との重複を避け、必要性や事業の実施効果等及び協議会自らの具体的な歳出削減策を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲、補助率等を見直すこと。
- (2) 委託料については、委託の必要性や効果等を再検討するとともに、委託内容や委託料の額等についても見直しを行うこと。
- (3) 設立後一定期間経過後も引き続き県の財政的支援が必要な場合には、事業計画等を見直すとともに、協議会の自助努力を更に喚起すること。
- (4) 多額の繰越金を有するものについては、事業計画の見直し等により適切な予算執行を指導すること。

また、恒常的に多額の繰越金が発生する場合においては当該県費支出の金額について精査すること。

2 収入の確保と財政基盤の強化

団体としての自立性確保に向け、県による財政的支援の見直し等により、収支内容・運営体制の改善を指導すること。

第8 報告

協議会の設立、廃止、統合及び事務局の統合、移管を行った場合は、主管課を経由して、速やかに人事課長へ報告するものとする。

第9 その他

この指針に定めるものの他、この指針に関して必要な事項は、別に定める。

第10 適用期日

この指針は、平成22年4月1日から適用する。

この指針は、平成30年2月2日から適用する。

参考2 佐賀県補助金等交付規則（抜粋）

昭和53年3月31日
佐賀県規則第13号

（趣旨）

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
 - (2) 利子補給金
 - (3) 負担金及び交付金であって知事が別に定めるもの
 - (4) その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事が別に定めるもの
- 2～4 （略）

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的、内容及び効果
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日
その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
- (5) その他知事が必要と認める事項

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2～3 （略）

（補助金等の交付の条件）

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業等の内容の変更（知事の

定める変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 (略)

(補助金等の額の確定等)

第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

参考3 佐賀県補助金等交付規則の施行について（総務部長通知）（抜粋）

昭和53年4月1日 財第374号
本庁各課（室）長、議会議務局長、各種委員会事務局長、
教育庁各課長、警察本部会計課長あて 総務部長 13号
最終改正 平成31年1月30日財第1517号

1 趣旨（第1条関係）

（1）この規則は、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業の遂行、実績報告、補助金等の確定、交付決定の取消し、返還、財産処分の制限等、各補助金等に共通する基本的事項を定め、補助金等の事務処理の統一及び合理化とあわせて、予算の執行の適正化を図るため制定されたものであること。

（2）法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるもののほか、個々の補助金等に関しては、この規則とともに、第23条によって定められるそれぞれの要綱等とあわせて運用されることとなるものであること。

この場合、「法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか」とあるのは、補助金等の交付について、特に法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるものについては、それによるべきであるとの当然の規定であり、この規則は、これら以外の一般的規定であるという意味である。

したがって、両者は、当然、特別法と一般法との規定にたつものであり、法令、条例及び他の規則に特別の規定がない事項については、この規則の規定が一般法として適用されるものであること。

2 定義（第2条関係）

（1）この規則の適用を受ける補助金等とは、（イ）県が公益上の必要により、県以外の者に対して交付する補助金、利子補給金、負担金、交付金等の給付金で、（ロ）県が相当の反対給付を受けず、（ハ）給付を受ける相手方において使用すべき特定の用途のために交付されるものである。したがって、名称がたとえ分担金、助成金、奨励金等であっても、県が相当の反対給付を受けず、特定の用途のために交付する給付金で知事が指定するものは、補助金等としてこの規則の適用を受けるものであること。

この場合、相当の反対給付とは通常取引関係のそれであり、交付される補助金等と直接の対価関係にある役務又は物の給付をいうのである。従って、各種協議会の分担金、会費等は相当の反対給付を伴うものであるもので、この補助金等にはあたらず、また、間接税の特別徴収義務者に対する報奨金等は、相当の反対給付を伴うものではないが、特定の使用目的のために交付するものではないので、この補助金等にあたらぬこと。

（2） 略

3 補助金等の交付申請（第3条関係）

(1) 補助制度のなかには、法律、条例等の根拠規定に「補助しなければならない」とか「補助する」とか規定されているものもあるが、かかる規定も、補助金交付申請の有無にかかわらず、県が補助金の交付決定を行うべきことを義務づけているものでなく、まず補助金の交付を受けようとする者が、補助金を必要とする所以を申請し、それによって県が、当該法律、条例等が規定する補助金の交付を必要とする特定の条件が存在するか否かを判断し、もし必要であると判断するならば、はじめて補助すべきことを命じているにすぎない。従って、補助金等の交付を受けようとする者は、必ず申請書を提出しなければならないものであり、県は、この申請書に基づき補助金等の交付の必要性を判断するものであること。

(2)～(4) 略

4 補助金等の交付の決定（第4条関係）

(1) 交付の決定に当たっては、(イ)当該申請に係る補助金等が法令等又は予算で定めるところに違反していないかどうか、(ロ)補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、(ハ)金額の算定に誤りがないかどうか等を適正に審査したうえで決定するものであること。

その方法には、書類審査と現地調査の方法があるが、現地調査は、建設工事のように、自然的条件の実地調査を行ったうえで決定を要する場合等に行うこととし、それ以外のものは、原則として書類審査によることとなること。

(2)～(4) 略

5 補助金等の交付の条件（第5条関係）

第1項に列挙されている条件は、補助事業等を能率的に遂行させ、また、情勢の変化によって補助金等がいたずらに浪費されることのないようにするため、共通的な事項について定めるものである。従って、個々の補助金等に対する条件については、要綱等で具体的に定めるとともに、交付決定通知書に記載して補助事業者等に通知するものであること。

ア～エ 略

6 決定の通知（第6条関係）

補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及び条件を交付決定通知書により申請者に通知するものであること。この通知は、補助金等の交付という支出負担の意思表示を意味するものであること。

12 実績報告（第12条関係）

(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれ

を取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。

この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。

ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。

この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。

(2) 略

13 補助金等の額の確定（第13条関係）

実績報告書を受理した場合、第13条に規定する方法による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるとき、交付すべき補助金等の額の確定をするものであること。この場合「適合する」とは、補助事業等の成果が事業の内容、それに要する経費の見積り及び負担割合等を定める決定の内容に照らして、満足すべきものと認められることをいうものであること。従って、適合すると認めた場合は、(イ)補助金等の交付に関する意思表示を変更する必要があるか否か、(ロ)変更するとすればどのような変更を加える意思かを明らかにしなければならないのであり、これが確定という行為であること。

その内容としては、(イ)補助金等の追加交付決定をなすか、(ロ)補助金等の一部取消(減額決定)をなすか、あるいは(ハ)当初の交付決定を変更しない旨のいずれかの意思表示であること。

しかしながら、交付決定の補助金額を最高限度とし、それ以上増額しない旨の意思表示である「打切補助(定額補助)」については、補助金等の追加交付の意思表示としての確定は行えないものであること。

参考4 歳出費目（節）の説明（「佐賀県財務関係例規集」）

節	細 節	経 費 の 説 明
19 負担金、 補助及び 交付金		<p>負担金</p> <p>法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費である。</p> <p>例えば、国（都道府県）の直轄事業における都道府県（市町村）の負担金（地方財政法第 10 条の政府直轄事業分担金、法第 224 条の地方公共団体が支払義務を有する分担金等）、その他法令上地方公共団体が分担金又は負担金として支払義務を有するものおよび知事会、市（町村）長会、議長会、その他各種の協議会等の経費の分担義務の履行に要する経費も含むものである。</p> <p>補助金</p> <p>特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業又は研究を助成するため法令の規定に基づき交付するもの又は特定の事業又は研究が公益上必要がある場合にこれらを助成するために交付する（法 232 の 2）経費である。</p> <p>交付金</p> <p>法令又は条例等により、団体又は組合等に対し地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として交付される経費である。</p>

